



春寒の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。確定申告が始まりました！

重要情報

1. 住宅ローン控除が延長・拡大

H25.12末で期限切れとなっていた住宅ローン控除が消費税の増税にあわせて延長・拡大されるようです。消費税が増税されるH26/4以降の控除はこれまでの倍となる最大年額40万円（毎年10年間）とされます。

2. 教育資金非課税制度創設へ

H25年度税制改正大綱に教育資金非課税制度が盛り込まれ、孫に対する教育資金として金融機関へ財産を信託した場合は15百万円まで贈与税を課さないこととされています。H25/4以後からH27年末までの適用です。

3. 企業のビジネス環境が整備されます

同大綱に、中小企業の交際費の損金枠の緩和、雇用により給与を支払った場合の税額優遇、設備投資に伴う税額優遇などが盛り込まれています。

3月のイベント

- ・ 個人の確定申告
資料準備はお早めに！
- ・ H24年度固定資産税第4期

税金マメ知識

平成25年度税制改正の大綱が与党から発表されています。今回の改正の柱は3つ、①消費増税に対する調整、②企業の減税、そして、③相続増税・贈与減税です。

③の改正では、相続税が課されない非課税枠が従来の6割までカットされ、中産階級家庭の多くが申告義務を負うことが予想されます。

いっぽうで、現に住んでいる自宅の敷地などについては減税特例が拡大されています。つまり、ウチは税金かからないから申告は考えない、というのではなく、税金かからないからこそ0円申告が必要ということになります。

晩酌のじかん

近頃は仕事が忙しくて、帰宅が午前2時・3時になることもしばしば。それでも必ずビール一本は寝る前に飲みます。ぷしゅっ、という音がスイッチになって、緊張した脳の神経が一気に和らぐのを感じます。酒は少量なら薬だと思えます。



元バックパッカー赤羽の旅噺(ハナ)



【エクアドル：南米赤道直下の国】2003年、就職までの期間にわたしは初めての本格的なバックパッカー旅行をしました。ターゲットは南米大陸陸路一周。少年時代からの憧れでした。わたしの旅人生の原点ともいえる旅です。

☆事務所からの連絡☆

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県

横浜市神奈川区片倉5-14-15

TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340

Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp